

1 議 事 日 程 (第4日)

(平成29年第2回久山町議会定例会)

平成29年6月14日

午前9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて
(久山町税条例の一部を改正する条例 29久山町条例第8号)
- 日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
(久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 29久山町条例第9号)
- 日程第3 議案第29号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第4 議案第30号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第5 議案第31号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第6 議案第32号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第7 議案第33号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第8 議案第34号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第9 議案第35号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第10 議案第36号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第11 議案第37号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第12 議案第38号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第13 議案第39号 久山町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第14 議案第40号 久山町個人情報保護条例及び久山町個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例について
(29久山町条例第10号)
- 日程第15 議案第41号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
(29久山町条例第11号)
- 日程第16 議案第42号 土地処分について
- 日程第17 議案第43号 平成29年度久山町一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1番 有田行彦

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 只松秀喜

5番 阿部 賢一

6番 城戸 利廣

7番 阿部 哲

8番 本田 光

9番 松本 世頭

10番 木下 康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

5番 阿部 賢一

6番 城戸 利廣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 久芳 菊司

副町長 佐伯 久雄

教育長 安部 正俊

総務課長 實淵 孝則

教育課長 久芳 義則

会計管理者 松原 哲二

田園都市課長 川上 克彦

税務課長 佐々木 信一

健康福祉課長 物袋 由美子

上下水道課長 國 寄 和幸

町民生活課長 森 裕子

経営企画課長 安倍 達也

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長 安部 雅明

議会事務局臨時職員 矢山 良隆

議会事務局書記 山本 恵理子

総務課主査 今任 邦徳

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下康一君） 日程第1、議案第27号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第27号専決処分の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下康一君） 日程第2、議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第29号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第29号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第29号久山町教育委員会委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第30号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第5 議案第31号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第6 議案第32号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第7 議案第33号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第8 議案第34号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第9 議案第35号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第10 議案第36号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第11 議案第37号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第12 議案第38号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

日程第13 議案第39号 久山町農業委員会の委員の任命同意について

○議長（木下康一君） 日程第4、議案第30号から日程第13、議案第39号までの10議案は関連議案でございますので、一括して質疑を行い、討論、採決は一議案ごとに行いたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

本案は人事案件でございますので、個人の私生活に言及することがないように、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより日程第4、議案第30号から日程第13、議案第39号までの一括質疑を行います。

質疑はございませんか。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） それでは、質疑をさせていただきます。

農業委員の任命同意の件で質疑をさせていただきます。

まず、農業委員の選出方法が変わって、公選制から任命制になったということを聞いております。地域の農業者や農業団体の候補者の推薦を求める公募等をまず行われたのか、まず聞かせていただきたいと思います。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回の農業委員の任命につきましては、地元からの推薦が3名、それから、6名ですかね、地元の推薦と認定農業者とという形で推薦をしてもらっています。それから、JAのほうから1名、それから利害関係者のない、それから女性農業者を2名、そういう形で今回の私が任命するに当たっての農業委員さんという形をとらせていただきました。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） じゃ、農業団体に推薦の説明をされたということで理解していいということですね。

それがですね、私も認定農業者の一人でございますけれども、その内の認定農業者の団体を集められての説明等をメンバーに聞いてみたんですけども、何ら説明もなかった。ただ、お一人の方に農業委員になってもらえないかという推薦はあったというのは聞いておりますけれども、認定農業者団体に集めての説明はなかったと聞いております。その点、ちょっと説明のほう。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 団体というのはないから、認定農業者のほうからそういう、これはもう自分で手挙げていいわけなんですけども、あれがなかったということ、要するに自分は

農業委員になりますという申し出が何もなかったということでございます。それで、本町では認定農業者とみなすという形で農区長さんあたりを出していただいたということで、認定、その団体というのは、例えばJAさんとかは、そういう、また向こうからも、そういうお話もあったし、大体各町の状況を見ながら、当然農業団体は一人入っていただくのが適当だろうということで、JAのほうからは1名推させてもらっています。認定農業者につきましては、各それぞれに一応打診はしたんだろうと私は思ってますけれども、問題は本人が手を挙げないということで、あとは推薦者という形で認定農業者にかかわるということで農区長さんという形、これは各農業関係者、農区長さんあたりと、ある程度すり合わせしながら推薦が出されたんじゃないかなと思ってます。基本、もう各うちの6つの農区によって、そういう推薦者を出されたんじゃないかなと私は思っています。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） ここにも文書ありますけど、農業委員の過半数は認定農業者であることが求められるということで書いてあります。私が聞くところによりますと、久山町の認定農業者の多くの方々が畜産と農業の複合経営を行っておられます。高い向上心と経営力を持って農業に取り組まれているのが現状でございます。その件で畜産だから農業委員会はどうかという発言があったということをお聞きしましたもので、もしそのことが本当なら私は問題と思いますので、その辺がもしあるとするならば、今後改めていただきたいと思っております。町長の見解を。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） もしそういうことがあればあれなんですけど、この認定農業者、今回から3人という形では原則としてということになってるんですけども、あくまでも市町村によって違って、うちの場合は、もう認定農業者というたら限られた方しかおられないんですよ。その方たちに打診をして、いや、もう自分は辞退するという方がほとんどだということで、大きなところ、農業者が多いところでは、その中から農業委員さんにふさわしいそういう認定農業者あるいは、やってみようという方たちも、かなりおられるんですけど、うちの場合は認定農業者を必ずということになると、もう本人が辞退されると、もうそういうふうに幾ら認定農業者3人を入れなさいということをおっしゃられてもできないということで、県のほうといろいろ打ち合わせをして、それにかわる者といいますか、みなされる者として農区長さんという形で今回推薦して上がってきてますので、今後そういうことをきちっと精査して進めたいと思います。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 農業委員の任命方法についてお尋ねいたします。

私は今、東久原に住んでおりまして、今回の任命は地域にも配慮した任命ではないかと考えます。東久原区民の中には農地を所有し農業に従事しておられる方もおいでになります。その方はJAに勤められた方でもあります。そういう方もおいでになりますので、東久原行政区も配慮していただいた任命だったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 行政区ごとというよりも、もう農業者の一つの集まりといたしますかね、そういう中で推薦があつてるんじゃないかなと思っております。東久原から何人とか、非農家地区の草場から何人とかじゃなくて、農業者の集まりの中から、このエリアは一人ということで、東久原お一人おられたかもしれませんが、全体の数としては出てこなかったんじゃないかなと思います。

○議長（木下康一君） 有田行彦議員。

○1番（有田行彦君） 実はかつては、東久原から女性の農業委員さんもおいでになってたんですね。今後はひとつそういうところを配慮していただきたいと思えます。

以上。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 農業委員の選任のやり方、そして今まで議会から2人推薦されて選挙で選ばれたということなんですけども、今後、今出されとる関係と今後一切議会関係者はそういうなされてないということなんでしょうか。それとも検討するということでしょうか。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、農業委員会の改正がありましたので、議会から出すとかという形をどうこうじゃなくて、今言いましたように大体枠が決まっていますので、その中で、もしそういう議会関係から、議会のほうから出してほしいということであれば、どっから出すかなということにもなるだろうと思うんですよね。ただ、今回の改正は今まで農業委員会というのは、主に許認可を見るのが農業委員会、だけどこれからは農業振興とか、そういうものに重点を置いたあれですから、本町におけば、そういう今煮つまっている水稻農業あるいは担い手の問題、それから農地の集約とかをどうするかということになると、本当に動ける人ですかね、それにまた知識のある方あるいは分野を広げないかんから、一応最初に言った6人ですか、各農区からの推薦、これは推薦が上がってくるんですけども、それぞれうちの場合6区ありますから、当然この6人はどうしても農業者が主体にな

るのが当然だろうと思ってます。あとは先ほど言いました、そういういろんな指導の面から、あるいは専門的立場からJAという農業者団体から1名出す、今は男性だけじゃなく女性も必要だということで今回2名の農業委員さん、女性を出してます。そして、もう一人言われてるのが農業に全く利害関係のない、もう出すとしたらここだろうと思うんですよ。だけど、これには、今、今回は国税局の経験のある方を出してる。よそも司法書士さんとか、そういういわゆる直接農業には関係ないけど税の問題とか、あるいは法手続の問題とかという形で学識経験の高い人たちを専門的な人をひとつ色違いの方を入れて広い大所高所から見てもらう方ということで利害関係のない人という、そういうのを全部していくと大体今の人数なってるんですよ。議会から入っていただく重要性とか、それというのを恐らく皆さん考えられて推薦とかされたと思いますけど、今回私としては、もう議会は議会の立場で、この久山町の農業を考えていただき、議会と農業委員会というのは全く別の組織でございますので、ここに必ずしも議会が入ることが適当なのかなということ考えた場合、この限られた人数の中では私は今回議会のほうからの推薦もあってなかったですし、議会の枠という形では捉えておりませんので、むしろ私はこれのほうが自由にといいますかね、さっきも言いましたように、いろんな活動、動いていただかな、議員さんがそういう立場で動けるかなというところもあるし、むしろ私は先ほど言いましたように議会は議会としてしっかり農業委員会との意見交換あるいは久山町全体の農政に関して指導いただいたほうが、むしろいいんじゃないかなと考えてますので、議会からの枠というのは考えていないといいますかね、外させていただいてますけど、そういうことで今回の任命を考えております。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 町長が言われるように利害関係があってはならないですね。それと同時に農業に精通した、そして本当にこれから久山町の農業等を守っていくかという、そういう立場に立った視点から物事にと言うのは、大事なことだというふうに考えます。しかし一方、今まで議会から選出して、ずっときとるわけですね。そういう立場から見た場合、この議会からも出とったほうがいいかなというふうに僕は思います。それで、実際議会のほうにそういう打診も何もなしに、町長のほうで検討されてやられたんだらうか、どうだろうかと思ひまして思うわけですが、そうした、今回はそうであっても、将来的に、先々任期があるから、任期切れてでも一切もう議会は別な仕事、議会だけで精通してという考えなのか、それともそうした農業分野にも議会からぜひ選んでいただきたいという考えなのか、その点がもう一つ鮮明にわからないというか、町長。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今申しましたように、私はもう議会のほうは外れていただいたほうが、新しい今回の農業委員会の構成からは、ベターじゃないかなという判断をしています。というのは、今も言いましたように、議会の議員さんたちは、ちゃんと言える場があるんですよ、議会議員としての。その今まで入ったからという考えは僕は白にして、今回そういう制度の改正とともに、どういう構成かという形で任命をしてるわけでございます。議会は農業委員会に入らなくてはならないというものがどこなのかということをお考えするとき、私は議会というのは上部組織に、行政委員会が一番トップにあるところの方ですから、そこが別の組織に入って発言されるということよりも、僕はもう議会は議員全員の中で農業関係を考えていただきたいし、また助言もしていただいたほうが、私は農業委員会は農業委員会で本当に農業にかかわる人たちが中心となってやっていただいたほうがいいのかなと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） そしたら、この議会議員には全くそういう打診はしなかったということでは捉えていいんですかね。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回は議会に打診とか、そういうあれではないと。だから、報告は、ちょっと議長のほうにはいたしました、こういうふうを考えてやるようにしてるという。これを、これは議会だけでなく、どこの団体にも今までの方にいろいろ相談するという形じゃないから、法律が変わったんですから、その議会を外したという捉え方はしていただきたくなんですけど、構成がそういう形で国が農業振興にもっと許認可だけじゃない、そういう形で農地の集約に動いてもらったり、農業法人を作ることに一緒に動いてもらったり、いろんな形でやるんですから、はっきり申し上げて今言いましたように、むしろそちらのほうが私はいいいという考えで今回こういうメンバーの任命をさせていただきました。今おっしゃったように議会に相談して決めるとか、それをする手順が本当言ってないんですよ。それと、各町の状況等についてもいろいろ調査して、こういう結果を、推薦結果を受けて任命をいたしたところでございます。

○議長（木下康一君） 3回目過ぎております。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

討論に入ります。

これより議案第30号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

以上で議案第30号から議案第39号までの討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第30号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第31号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第32号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第33号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第34号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第35号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第36号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第37号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第38号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第39号久山町農業委員会の委員の任命同意について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第40号 久山町個人情報保護条例及び久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第40号久山町個人情報保護条例及び久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたし

ます。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第40号久山町個人情報保護条例及び久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（木下康一君） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第41号 久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第41号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第41号久山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第42号 土地処分について

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第42号土地処分についてを議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） 土地処分の件でございますけど、この土地処分については問題ありませんけれども、それに関連いたしまして、いつも言っております全体の土地活用を促すためにも、ぜひこの敷地内というか、この一部分から9メートル道路を確保していただきたいと思っております。と同時に早く法線を決めて、今藤河・黒河線の別に145ヘクタールの土地活用を目指すためにも早く法線を決めていただきたいと思っております。その考えについて、再度町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 石切、原山地区の100ヘクタールを超えるエリアがあるんですけども、地域活性化ゾーンという形で位置づけてる、ここの開発は大きな命題であり、今回その北側といいますかね、東部について今回の企業立地の処分するんですけども、残りの石切、原山地区の開発を何とか私もやりたいなと思っております。今おっしゃった猪野・藤河線の9メートル道路、これについては、いずれにせよ今法線としては須恵・新宮線という糟屋地区で期成会を作って法線を決めた道路があるんですけども、これは筑紫野・古賀線整備、いわゆる県の事業に乗るには、まだまだちょっと先、ほど遠いという感じがしますので、久山町としましては石切、原山地区の開発もありますので、今のレイクウッドの前まで来てる道を35号線につなぐ法線について、何度か検討したこともあるんですけども、いずれにしてもこの道は必要ですので、法線の確定を急ぎたいと思っております。それと併せて石切地区の開発について、これもう一度また議会とも全協あたりお願いして、これの開発についても、一度議員の皆さんの意見もお伺いしたいし、そういう協議会を開いていただきたいなと思っております。

○議長（木下康一君） 松本世頭議員。

○9番（松本世頭君） この145ヘクタール、本当に久山にとっては大きな財源のもとですから、ぜひ議会にも、そういう町長述べられましたように、一日も早く全員協議会開いていただけるように進めていただければと思っております。

以上です。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第42号土地処分について、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第43号 平成29年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第43号平成29年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について質疑のある方はお受けいたします。

本田光議員。

○8番（本田 光君） 議案第43号の平成29年度久山町一般会計補正予算（第1号）の中で款項目見たら、この8款の土木費、河川総務費という中に400万円ほど、これは藤河の河川の一部である、改修工事ですね、であります。一昨日、現地も調査させていただきました。これからいろんな先ほど可決した旧道あたりにも立地して進出するにあたり、この小河内川の河川改修というのが今後整備していかなければならないと思いますし、同時にそうした計画性というか、今度はこの形でやるわけであって、そしてこれから先小河内川の河川改修について、どういうお考えを持ってるかなというふうに考えます。計画性を持って全体を網羅していくという、そこが必要ではなからうかと思えます。町長の考えを聞かせていただきたい。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、予算上げていますのは、以前災害で橋梁が落ちたところの、地権者等にも随分御迷惑かけてますので、ここの分について整備ということで考えています。もともと小河内川は上流まで改修という計画でいったんですけど、いろいろ地権者の方の御同意なんかの関係でできなかった経緯もありますけれども、いずれにしても先ほどの松本議員がおっしゃった大型開発とか道路整備なんかとも、ちょっと関連はしてくるんじゃないかなと思ってますので、これについては県もできないとは言ってませんので、計画についてはまた検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（木下康一君） 本田光議員。

○8番（本田 光君） 一度にはなかなか全体を改修するというのは難しいと思います。ですから、計画性を持って、例えば年度ごとの計画を立てるとか、そうした検討も協議してい

ただいで対処していただきたいと思います。そこら町長。

○議長（木下康一君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 年度ごとというよりも全体をまず計画して事業着手する、これは県とまた協議していく必要がありますので、それと場合によっては、道路の法線がその水路沿線にということも考えられますので、そういうのもあわせて進めていきたいと思います。

○議長（木下康一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 討論なしと認めます。

議案第43号平成29年度久山町一般会計補正予算（第1号）、本案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（木下康一君） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（木下康一君） 日程第18、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から所管事務のうち久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長（木下康一君） 日程第19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によってお手元に配りました本会議の会期の日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回久山町議会6月定例会を閉会します。

長期間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時07分